

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ずお読みください。

✔ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者(代理店の生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして、確認をご要望の場合には、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

✔ ご検討にあたっては「商品パンフレット」「保障設計書」をご覧ください。

法人のお客さまは「法人向け保険の検討にあたっての留意点」も必ずご確認ください。

✔ お申込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意ください、ご確認ください事項の概略を記載しています。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。必ずご確認ください。

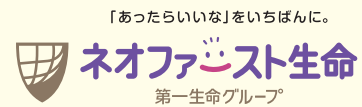
✔ 金融機関を募集代理店として本商品に加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください。

- ・本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。
- ・本商品の契約の有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- ・法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

ネオファースト生命について

ネオファースト生命は「一生涯のパートナー」を経営理念とする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足の創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めています。

保有契約
60万件を
突破
※2022年3月末時点



InsTech(インステック)について

第一生命グループでは保険ビジネス(Insurance)とテクノロジー(Technology)の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組みを「InsTech」(インステック)と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として第一生命が持つ約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータ等の解析等を行い、更なるリスク細分化型の商品や、ご加入者の健康増進の取組みの促進につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新たな商品の開発を進めています。



ご不明点がございましたら
こちらまでお問い合わせください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

☎ 0120-312-201

[受付時間] 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳しくはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp>



本資料は2023年2月時点の商品パンフレットです(出典元の資料は2022年10月1日時点のものを使用しています)。

[募集代理店]

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索



<無解約返戻金型収入保障保険(2023)>

2023年2月版

収入保障保険

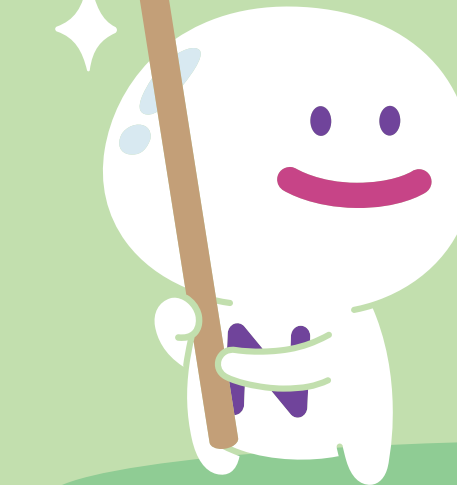
「あったらいいな」をいちばんに。



#あったらいいな
こんな保険。

“もしも”に対する
不安に備えたい。
あなたの想いに応える
収入保障保険です。

カスタマイズ
自由自在!



死亡

高度障害

三大疾病

障害・介護

保険料払込免除

ライフスタイルが多様化する時代の“働け なくなるリスク”に、ふさわしい備えを。

ファミリー

万一や、病気・ケガで働けなくなったとき、家族に苦勞をかけたくない

家族の生活

ローン返済

子供の将来 等

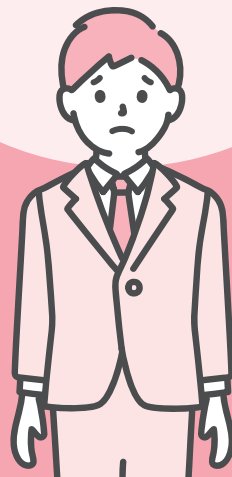


単身

病気・ケガで働けなくなったらどうやって暮らそう…

自分の生活費

親への負担 等



自営業・フリーランス

自営業は公的保障が少ないからもしもの時は特に不安…

収入の減少

失業の不安 等



ひとり親

私に何かあったら子供の世話は誰がするの？

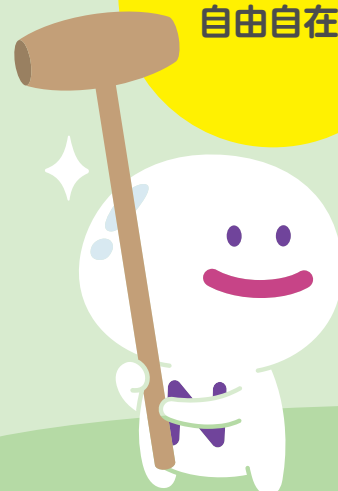
子供の将来

シッター利用費 等



あなたに“もしも”が生じたときあなたやご家族の生活をしっかり守るための保険。

カスタマイズ自由自在!



死亡

高度障害

三大疾病

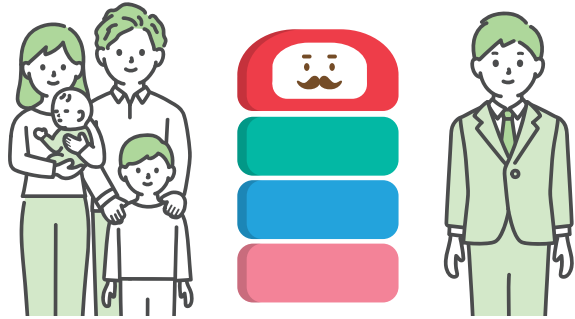
障害・介護

保険料払込免除

身体のトラブルは突然やってきます。それが、どんなに重大なものであっても、あなたや、あなたのご家族の生活は守られなければなりません。「ネオdeしゅうほ」は、“もしも”のとき、毎月年金をお支払いすることであなたとご家族をしっかり守ります。

“もしも”のとき、「家族」や「あなた」の生活はどうなるのでしょうか？

健康で元気に働いているとき



収支のバランスがとれている



もしものときに気になる費用

- 毎月の生活費は？
- お子さまの教育費は？
- 住宅ローンや家賃は？

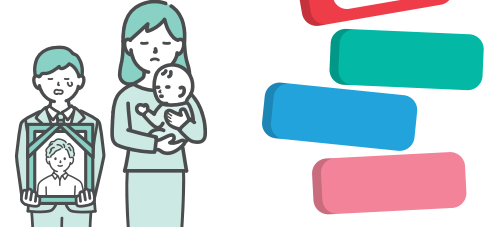
収入が途絶えたり減少することを想像したことはありますか？



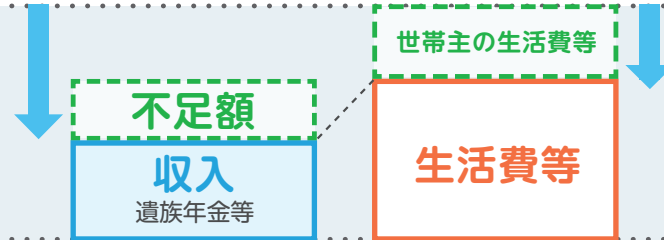
もしも 万一のことがあったとき

死亡

病気やケガが原因で亡くなってしまった



収支のバランスが崩れる



例えば どのくらい足りなくなる？

〈例〉会社員世帯でご遺族が配偶者と子供2人・平均標準報酬月額30万円の場合

$$\begin{matrix} \text{ご遺族の生活に必要な費用} & - & \text{遺族年金月額} & = & \text{不足額月額} \\ \text{(例)月額30万円} & & \text{約14.2万円} & & \text{約15.8万円} \end{matrix}$$

※上記事例は一例です。家族構成、国民年金や厚生年金への加入状況などの諸条件により年金額は異なります。

詳しくはP.23~P.24へ

万一に備えるプラン

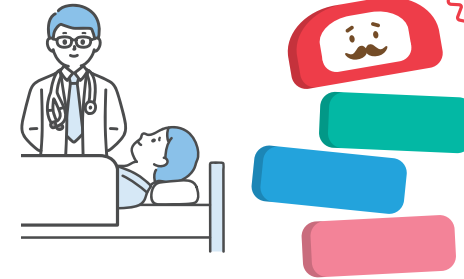
詳しくはP.11へ

もしも 病気やケガで働けなくなったとき

三大疾病

就業不能

病気(三大疾病)の悪化で以前と同じようには働けなくなった



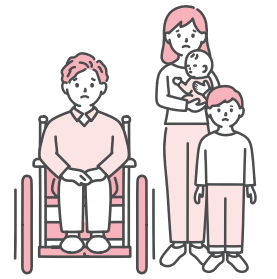
障害・介護

障害

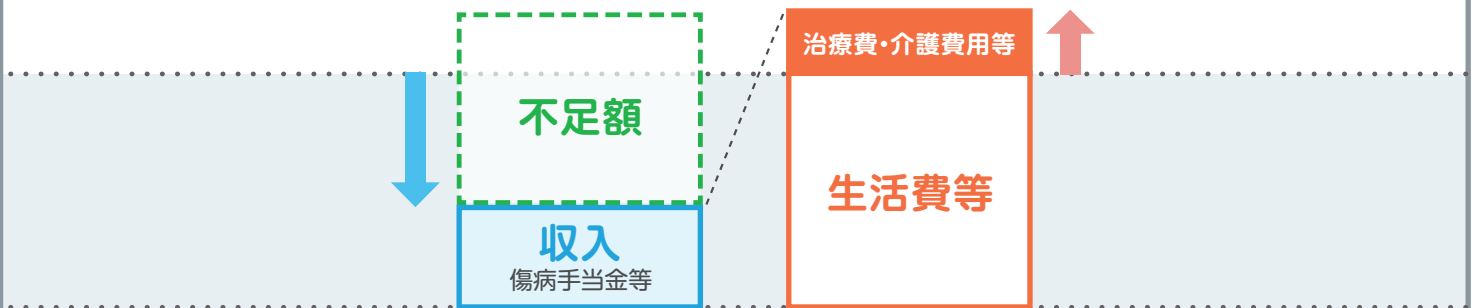
事故で障害が残り、仕事ができなくなった

介護

寝たきりになり、介護が必要になった

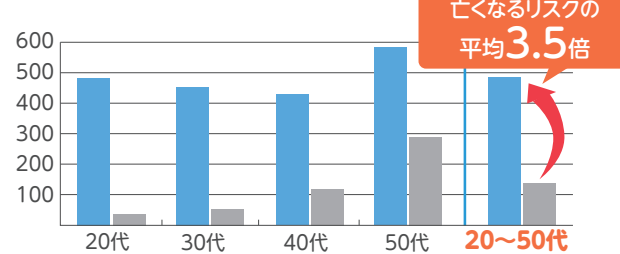


収支のバランスが崩れる



例えば 働けなくなるリスクって？

■健康保険の被保険者10万人あたりの傷病手当金支給件数
■人口10万人あたりの死亡者数



出典:全国健康保険協会「令和2年度 現金給付受給者状況調査」「令和2年度 事業年報」、厚生労働省「2021年 人口動態統計」をもとにネオファースト生命にて作成

三大疾病に備えるプラン

詳しくはP.13へ

例えば どのくらい足りなくなる？

〈例〉自営業で配偶者のみの場合

$$\begin{matrix} \text{働けなくなった後の生活に必要な費用} & - & \text{障害基礎年金(障害等級2級)月額} & = & \text{不足額月額} \\ \text{(例)月額25万円} & & \text{約6.4万円} & & \text{約18.6万円} \end{matrix}$$

※上記事例は一例です。家族構成、国民年金や厚生年金への加入状況などの諸条件により年金額は異なります。

詳しくはP.23~P.24へ

障害・介護に備えるプラン

詳しくはP.15へ

特長 1

ニーズに合わせて、保障を組み立てることができます!

※保障内容等について、詳しくはP.9~P.10をご確認ください。



- 死亡
- 高度障害
- 三大疾病
- 障害・介護
- 保険料払込免除

毎月受け取れる各種年金や保険料払込免除など、自由に選べます*。

*組み合わせには一定の制限があります。

<保障の組み合わせ例>



家族の生活を守るために、しっかり備えておきたい。

死亡・三大疾病に、しっかり備えて、**家族の生活を守る!**

- 死亡
- 高度障害
- 三大疾病
- 保険料払込免除



自身の生活を守るために、**がんや要介護**に備えたい。

死亡保障を外し、**心配なリスク**だけに備えることで、**保険料を抑える!**

- 三大疾病
- 障害・介護



収入の減少に、しっかり備えておきたい。

働けなくなったときの保障を、**重点的に備える!**

- 三大疾病
- 障害・介護
- 保険料払込免除



なるべく保険料は抑えながら、**子供のためにも必要な保障は準備**しておきたい。

心配なリスクに、しっかり備えて、**自分と子供の将来を守る!**

- 死亡
- 高度障害
- 三大疾病

特長 2

年金のお受け取り方法を柔軟に選べます!

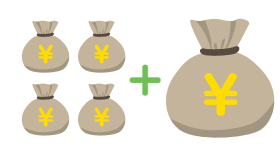
毎月年金で受け取る



全額を一時金で受け取る



毎月の年金受け取りと一時金の受け取りを組み合わせる



ライフスタイルに合わせて、柔軟に選べます。

詳しくはP.19~P.20へ

特長 3

健康状態や喫煙状況に応じて、保険料が安くなります!

被保険者の健康状態や喫煙状況がネオファースト生命の定める基準を満たす場合、基準を満たしていない場合に比べて保険料が安くなります。詳しくはP.7~P.8へ

健康状態については、「体格(BMI)」と「血圧」の2つの数値で判定するよ!



特長 4

健康診断書扱に加えて、告知書扱でのお申込みが可能です!

例えば、保険期間・保険料払込期間を65歳までとするご契約の場合、告知書扱でお申込みいただける年金月額、契約年齢が20歳・30歳・40歳の例で以下のとおりです。

■ 特定疾病収入保障特則(2023)なしの場合

契約年齢	年金月額
20歳	5万円~ 7万円
30歳	5万円~ 9万円
40歳	5万円~13万円

■ 特定疾病収入保障特則(2023)ありの場合

契約年齢	年金月額
20歳	5万円
30歳	5万円~7万円
40歳	5万円~8万円

※記載はあくまで一例です。また、告知書扱での限度額はその他の商品と通算して判定します。

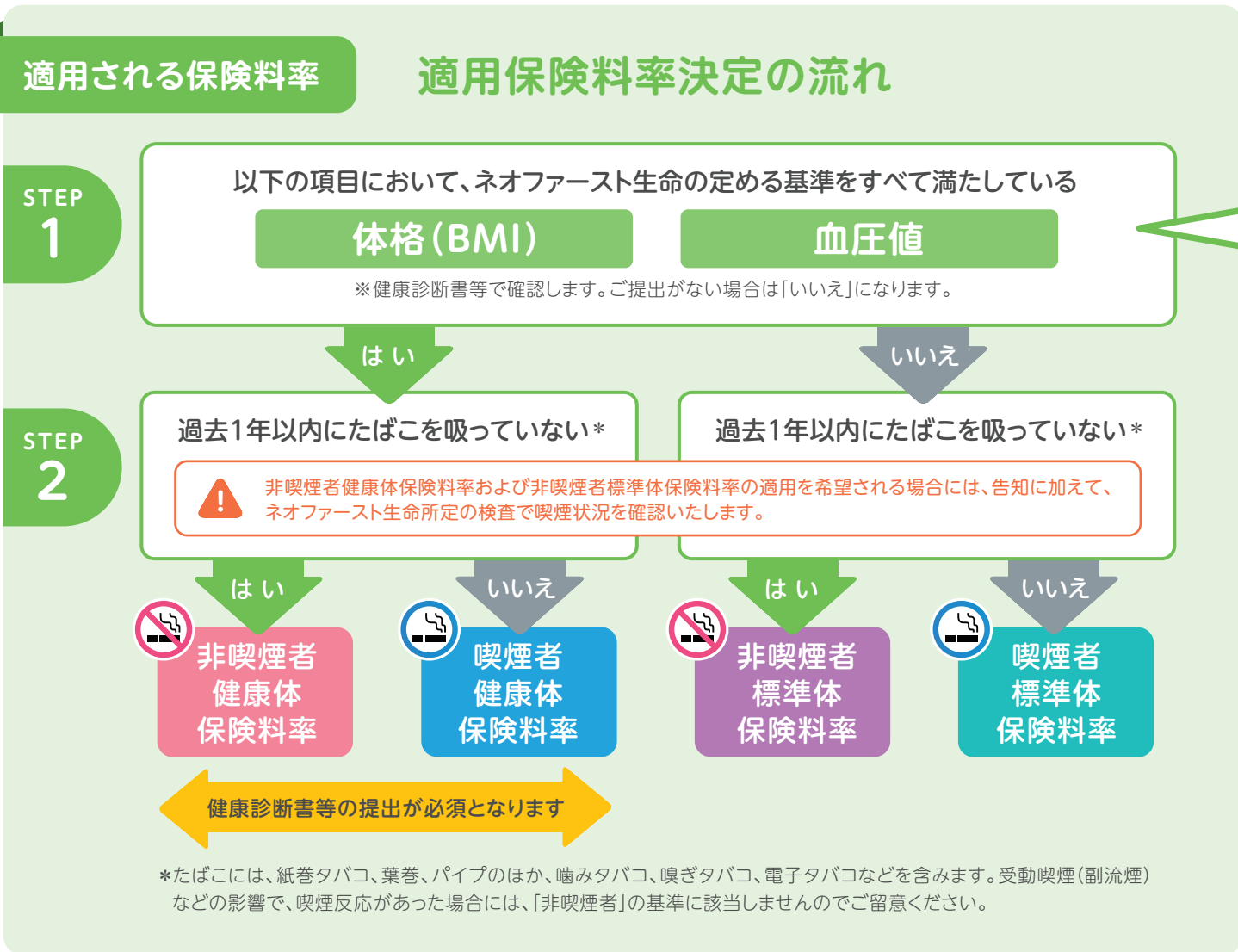
詳しくは募集代理店またはネオファースト生命までお問い合わせください。

※告知書扱でのお申込みの場合、適用する保険料率に制限があります。詳しくはP.7~P.8をご確認ください。

適用する保険料率について

被保険者の健康状態や喫煙状況がネオファースト生命の定める基準を満たしている場合、満たしていない場合に比べて保険料が安くなります。

保険料率は被保険者の健康状態や喫煙状況等に応じて **非喫煙者健康体保険料率** **喫煙者健康体保険料率** **非喫煙者標準体保険料率** **喫煙者標準体保険料率** **保険料率区分なし** のいずれかを適用します。



基準 1 体格 (BMI) : 18以上27未満

BMI (ボディ・マス・インデックス) とは身長と体重のバランスを判断する指標です。

■ BMIの基準を満たす身長・体重の目安

身長 (cm)	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190
最低体重 (kg以上)	38	41	44	46	49	52	55	58	62	65
最高体重 (kg以下)	56	60	64	68	73	77	82	87	92	97

- 健康診断書等にBMIの値がある場合はその数値となります。
- 健康診断書等にBMIの値がない場合は健康診断書等に記載の身長・体重をもとに以下の計算で数値を算出します。

BMI = 体重 (kg) ÷ {身長 (m)}²

- ・体重 (kg) は小数点第1位以下を切り捨て
- ・身長 (m) は小数点第3位以下を切り捨て
- ・算出されたBMIは小数点第2位以下を切り上げ

基準 2 血圧値 : 以下の範囲内であること

最低血圧値 **90mmHg未満**

最高血圧値 **140mmHg未満**

●上記基準の数値は健康診断書等に記載されている数値で判定します。

《障害介護収入保障年金のみのご契約の場合》

保険料率区分なし 障害介護収入保障年金のみのご契約(「死亡収入保障年金不担保特則」と「障害介護収入保障特則」を適用)の場合、保険料率の細分化は行わず「保険料率区分なし」となります。

※各特則の詳細についてはP.9~P.18をご確認ください。

月払保険料例

[ご契約例] ●死亡収入保障年金: 月額10万円 ●保険期間・保険料払込期間: 60歳まで ●年金支払保証期間: 2年 ●保険料払込方法: 月払

契約年齢	非喫煙者健康体保険料率		喫煙者健康体保険料率		非喫煙者標準体保険料率		喫煙者標準体保険料率	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
30歳	1,712円	1,410円	2,387円	2,277円	2,411円	1,589円	3,442円	2,680円
40歳	1,730円	1,595円	2,633円	2,517円	2,665円	1,794円	4,023円	3,016円

※適用する保険料率の決定と、ご契約のお引き受けに関する基準は同一ではありません。適用する保険料率に関わらず、ご契約のお引き受けができない場合があります。

※非喫煙者健康体保険料率および喫煙者健康体保険料率における「健康体」とは、本商品におけるネオファースト生命の呼称であり、「健康体」の基準に該当しない方が健康ではないということではありません。

告知でのお申込みの場合は、**非喫煙者健康体保険料率** と **喫煙者健康体保険料率** が適用できないから注意してね!

		保障内容
主契約	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡収入保障年金	万一のとき、保険期間満了まで毎月、年金をお受け取りいただけます
	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡収入保障年金不担保特則	こちらの特則を適用した場合、死亡収入保障年金の受け取りはありません 死亡保障が不要な場合は、特則を適用することで、死亡保障を外せます。
選べる特則	<input checked="" type="checkbox"/> 高度障害収入保障特則 P.11へ▶	所定の高度障害状態に該当したとき、保険期間満了まで毎月、年金をお受け取りいただけます
	<input checked="" type="checkbox"/> 特定疾病収入保障特則(2023) P.13へ▶	がん(上皮内がんを除く)・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の事由に該当したとき、保険期間満了まで毎月、年金をお受け取りいただけます
	<input checked="" type="checkbox"/> 障害介護収入保障特則 P.15へ▶	所定の障害状態・要介護状態(身体障害者1～4級、障害等級1～2級*1、要介護1～5)に該当したとき、保険期間満了まで毎月、年金をお受け取りいただけます *1 2級は精神の障害を原因とする場合を除きます



選べる特約	<input checked="" type="checkbox"/> 保険料払込免除特約(2021)	がん(上皮内がんを含む)・心疾患・脳血管疾患により所定の事由に該当したとき、以後の 保険料のお払込みは不要 になります
	<input checked="" type="checkbox"/> リビング・ニーズ特約(2018)	余命6か月以内と判断されたとき、 生前 にリビング・ニーズ保険金をお受け取りいただけます



「高度障害収入保障特則」と「障害介護収入保障特則」をあわせて適用することはできません。また、「死亡収入保障年金不担保特則」を適用する場合、「高度障害収入保障特則」と「リビング・ニーズ特約(2018)」を適用・付加することはできません。

保障イメージと保障内容

■ 支払事由に該当した時期ごとの年金受取総額の推移 [ご契約例] ● 契約年齢:35歳 ● 年金月額:15万円

25年間の受取総額 **4,500万円** (25年分)
毎月15万円 × 12か月 × 25年

15年間の受取総額 **2,700万円** (15年分)
毎月15万円 × 12か月 × 15年

合理的なしくみ
保険期間の経過とともに受取総額が減っていくしくみのため、保険料を抑えることができます。

年金支払保証期間(2年)
35歳(ご契約日から1か月目) → 45歳(ご契約日から10年1か月目) → 60歳(保険期間満了)

年金のお支払いには、年金のお支払いを保証する期間(年金支払保証期間)があります。
 (例) ● 保険期間:60歳まで
 ● 年金支払保証期間:2年
 ● 59歳(ご契約日から24年1か月目)で支払事由該当 **2年間保証** 年金月額15万円×12か月×2年間 年金受取総額 ▶ **360万円**

※主契約(死亡収入保障年金)に各特則を適用する場合、各特則の保険期間・保険料払込期間、年金受取額等は主契約と同一になります。
 ※本商品は保険期間を通じて解約返戻金はありません。 ※年金の受取開始後は保険料のお払込みは不要です。

<ご加入条件>

保険期間	40歳満期～80歳満期 ※保険料払込期間は10年以上必要です。	年金月額	5万円以上(1万円単位)	年金支払保証期間	2年・5年
------	------------------------------------	------	--------------	----------	-------

■ 保険料払込免除となる事由

疾病		保険料払込免除となる事由
がん	上皮内がん がん	初めて医師により 診断確定 されたとき
心疾患	心疾患 急性心筋梗塞	1日以上 の入院 (日帰り入院を含む)をしたとき、または公的医療保険の給付対象となる手術*2を受けたとき
脳血管疾患	脳血管疾患 脳卒中	

*2 保障対象となる疾病の治療のための手術であれば、開頭・開胸・開腹等の術式を問いません。
 ※保険料払込免除特約(2021)は三大疾病B型のみ取り扱いとなります。



・日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいいます。保険料払込免除の対象になる日帰り入院に該当するかどうかは入院基本料の支払有無などを参考にネオファースト生命が判断します。
 ・主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合、保険料払込免除の対象になりません。

万に備えるプラン

〈主契約:死亡収入保障年金〉
〈高度障害収入保障特別:高度障害収入保障年金〉

〔年金の支払事由〕

保険期間中、以下の①②のいずれかに該当したときに年金をお受け取りいただけます。

〈主契約:死亡収入保障年金〉

① 死亡したとき

〈高度障害収入保障特別:高度障害収入保障年金〉

② 以下の高度障害状態のいずれかに該当したとき

- 両眼の視力を全く永久に失った
- 言語またはしゃくの機能を全く永久に失った
- 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要する
- 両上肢を手関節以上で失った
- 両上肢の運動機能を全く永久に失った
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動機能を全く永久に失った
- 両下肢を足関節以上で失った
- 両下肢の運動機能を全く永久に失った
- 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失った
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失った
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失った
- 1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失った

死亡したとき、または所定の高度障害状態に該当したとき、年金をお受け取りいただけます。

年金をお支払いできない場合などのご確認いただきたい事項については、P.29～P.30「お申し込みにあたって必ずご確認ください事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

ご契約例

■契約年齢/30歳 ■保険期間・保険料払込期間/65歳まで ■年金月額/10万円 ■年金支払保証期間/2年
■高度障害収入保障特別適用 ■非喫煙者健康体保険料率

年金受取総額 ▶ 月額10万円×12か月×20年=2,400万円



上記ご契約例の月払保険料

男性 2,304円
女性 1,907円

〈参考〉死亡保障のみの場合の月払保険料
(高度障害収入保障特別を適用しない場合)

男性 2,231円
女性 1,851円

参考データ

どのくらい備える必要がある?



*1 出典:総務省統計局「家計調査報告[家計収支編]2021年平均結果ネオファースト生命にて算出

*2 幼稚園3年間、小学校6年間、中学校3年間、高等学校3年間、大学4年間として試算
出典:文部科学省「平成30年度 子供の学習費調査の結果について」、令和3年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」をもと

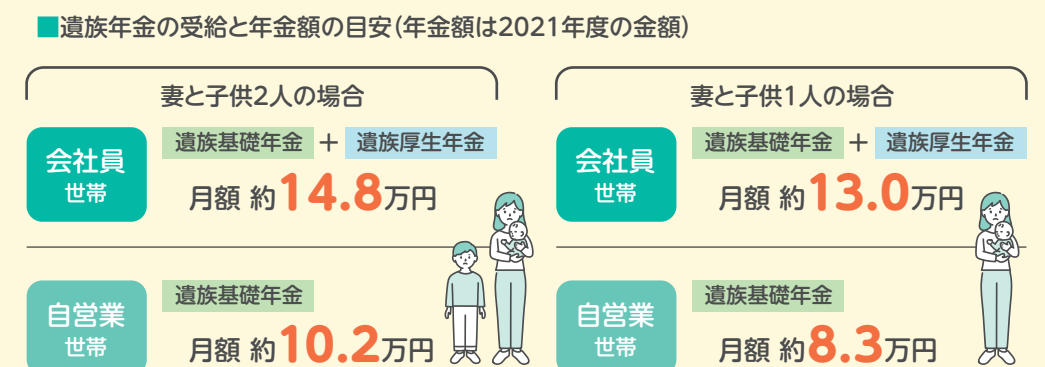
家族の生活を守るにはどれくらいの備えが必要なんだろう…?



主人に万一のことがあったら子供の教育費はどうなるのかしら…?



遺族年金だけだと不安?



※子供は18歳到達年度の末日までの子供の他に、20歳未満で1級・2級の障害状態にある方を含みます
※会社員世帯の年金額は、夫の平均標準報酬月額を35万円、加入期間を25年(300か月)として計算
※平成15年4月以降は総報酬制の適用を受けるが、ここでは賞与総額が全月収の30%として計算
※一定の条件のもとに算出した計算上の目安額であり、実際の支給額を約束するものではありません

三大疾病に備えるプラン

〈特定疾病収入保障特則(2023):
特定疾病収入保障年金〉
〈死亡収入保障年金不担保特則〉

〔年金の支払事由〕

保険期間中、以下の事由に該当したときに年金をお受け取りいただけます。

〈特定疾病収入保障特則(2023):特定疾病収入保障年金〉
三大疾病で以下のいずれかに該当したとき

がん(上皮内がんを含まない)

初めて医師により所定のがん(上皮内がんを含まない)と診断確定されたとき

※責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合、支払事由に該当しません。

急性心筋梗塞

急性心筋梗塞の治療を目的として、継続20日以上入院をしたとき、または、急性心筋梗塞の治療を目的として、手術を受けたとき

脳卒中

脳卒中の治療を目的として、継続20日以上入院をしたとき、または、脳卒中の治療を目的として、手術を受けたとき

「死亡保障」を外した
「三大疾病保障」のみで
お申込みできるよ!



がん・急性心筋梗塞・脳
該当したとき、年金をお

卒中で所定の状態に
受け取りいただけます。

年金をお支払いできない場合などのご確認いただきたい事項については、P.29~P.30「お申し込みにあたって必ずご確認ください事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」
「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

ご契約例

■契約年齢/30歳 ■保険期間・保険料払込期間/65歳まで ■年金月額/10万円 ■年金支払保証期間/2年
■特定疾病収入保障特則(2023)適用 ■死亡収入保障年金不担保特則適用 ■非喫煙者健康体保険料率

年金受取総額 ▶ 月額10万円×12か月×20年=2,400万円



上記ご契約例の月払保険料

男性 6,084円
女性 9,194円

〈参考〉死亡保障がある場合の月払保険料
(死亡収入保障年金不担保特則を適用しない場合)

男性 8,016円
女性 10,231円

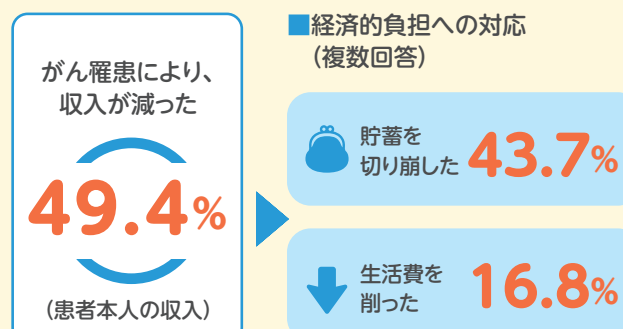
参考データ

三大疾病の総患者数はどのくらい?



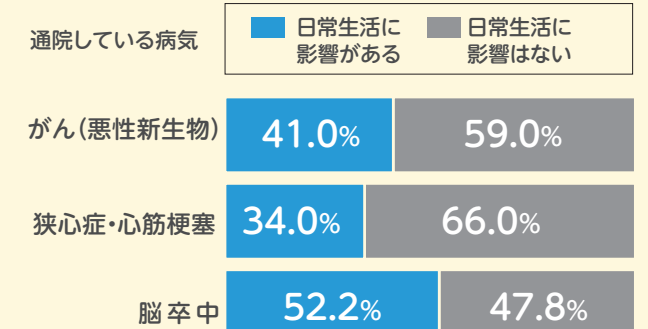
出典:厚生労働省「令和2年患者調査」

がんになったときの
家計への影響は?



出典:東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査」(平成31年3月)

三大疾病になったとき、
日常生活への影響は?



出典:厚生労働省「令和元年 国民生活基礎調査」

障害・介護に備えるプラン

〈障害介護収入保障特則：障害介護収入保障年金〉
〈死亡収入保障年金不担保特則〉

〔年金の支払事由〕

保険期間中、以下の事由に該当したときに年金をお受け取りいただけます。

《障害介護収入保障特則：障害介護収入保障年金》

以下の障害状態、要介護状態のいずれかに該当したとき

身体障害者手帳(1級～4級)の交付

身体障害者福祉法に定める1級から4級までの障害に該当し、身体障害者手帳の交付を受けたとき

障害年金の所定の等級に認定

国民年金法にもとづく障害の級別が1級または2級の障害*1に該当し、障害基礎年金の受給権が生じたとき

*1 2級は精神の障害を原因とする場合を除きます

要介護1以上に認定

公的介護保険制度の要介護1～5に認定されたとき

「死亡保障」を外した「障害・介護保障」のみでお申込みできるよ!



所定の障害状態・要介護状態に該当したとき、年金をお受け取りいただけます。

年金をお支払いできない場合などのご確認いただきたい事項については、P.29～P.30「お申し込みにあたって必ずご確認ください事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

ご契約例

■契約年齢/30歳 ■保険期間・保険料払込期間/65歳まで ■年金月額/10万円 ■年金支払保証期間/2年
■障害介護収入保障特則適用 ■死亡収入保障年金不担保特則適用 ■保険料率区分なし

年金受取総額 ▶ 月額10万円×12か月×20年=2,400万円



上記ご契約例の月払保険料

男性 3,073円
女性 2,271円

〈参考〉死亡保障がある場合の月払保険料*2 (死亡収入保障年金不担保特則を適用しない場合)

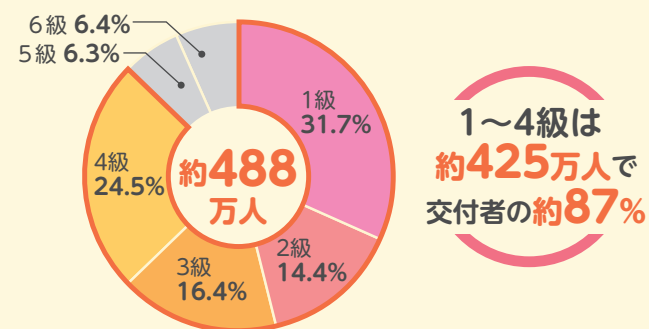
男性 4,427円
女性 3,623円

*2 非喫煙者健康体保険料率を適用した場合

参考データ

障害状態にある人はどのくらいいるの?

■身体障害者手帳(1～4級)の交付数(18歳以上)



出典:厚生労働省「令和2年度 福祉行政報告例」

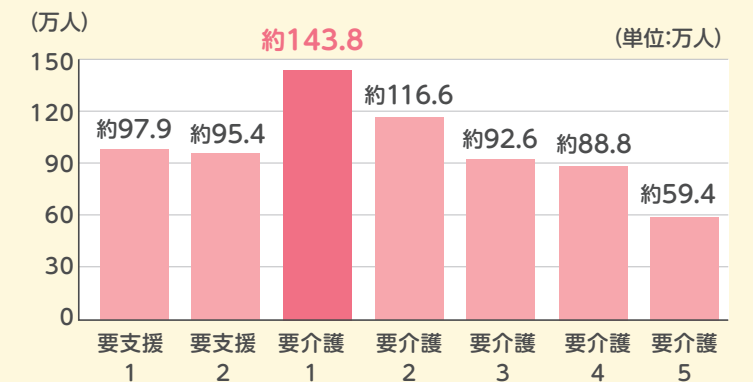
■障害年金(1・2級)の受給者数



出典:厚生労働省「令和元年 年金制度基礎調査」をもとにネオファースト生命にて作成

要介護1～5の認定者数は約501.4万人

■要介護(要支援)度別認定者数

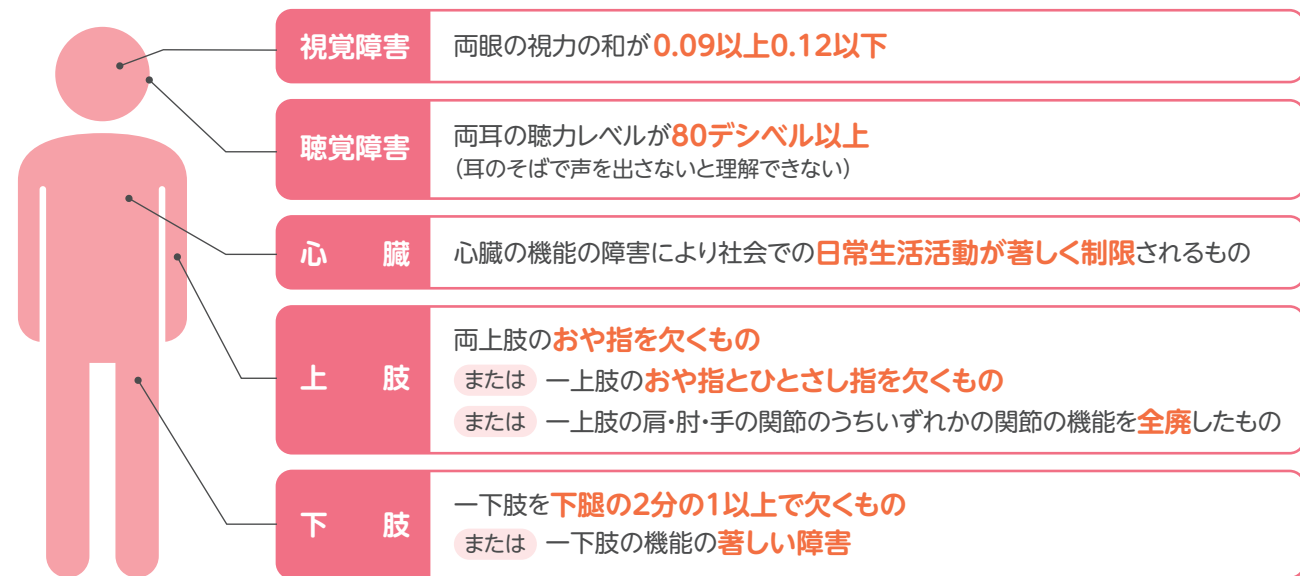


出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定)令和4年6月分」

障害状態・要介護状態について

身体障害者手帳4級ってどんな状態？

障害介護収入保障年金の支払対象となる「身体障害者手帳4級」に該当する状態とは、以下のような障害程度となります(身体障害者障害程度等級4級の一例です)。



出典:厚生労働省「身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)」

要介護1ってどんな状態？

障害介護収入保障年金の支払対象となる「要介護1」以上とは、以下のような状態が目安となります。

軽 ↑ ↓ 重	要支援	1	日常生活は一人でできるが、家事など一部において見守りや手助けが必要
		2	日常生活はほぼ一人でできるが、歩行や入浴など支援を必要とする場面が多い
要介護	1	基本的に日常生活は自分でできるが、排泄や入浴時等に見守りや介助が必要	
	2	立ち上がりや歩行が自力でできない場合が多く、食事や排泄、入浴等に介助が必要	
	3	立ち上がりや歩行、排泄や入浴、着替え等、日常生活にほぼ全面的な介助が必要	
	4	日常生活全般にわたり、介助なしでは日常生活が困難	
	5	介助なしでは日常生活を送ることが不可能。基本的に寝たきりの状態	

監修:東京中央障害年金・中村事務所



公的介護保険制度における要介護認定は40歳以上の方が対象となり、39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。
また、40～64歳の第2号被保険者は要介護認定の対象となる原因が限定されており、加齢に伴う16種類の特定疾病により介護支援が必要と認められた場合に対象となります。詳しくは、厚生労働省等のホームページをご確認ください。

国民年金法に定める障害年金の等級と受給例について

障害介護収入保障年金の支払対象となる「障害等級1級」「障害等級2級(精神障害以外)」とは、以下の

■制度のイメージ

軽 ↑ ↓ 重	3級	労働が著しい制限を受ける、 または労働に著しい制限を加える必要がある状態。	障害基礎年金 + 障害厚生年金 → 障害厚生年金
	2級	家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできない状態。	障害厚生年金 + 配偶者の加給年金 + 障害基礎年金 + 子の加算
	1級	他人の介助がなければほとんど日常生活を送ることができない状態。たとえば身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできない状態。	障害厚生年金 + 配偶者の加給年金 + 障害基礎年金 + 子の加算

- 障害年金は、国民年金や厚生年金保険にご加入の方が、障害認定日(原則として初診日から1年6か月後)に法令で定める障害状態に該当していると認定された場合に支給される年金です。
- 障害年金には「障害基礎年金」、「障害厚生年金」の2種類がありますが、どの障害年金を受取れるかは初診日に加入している年金制度によって異なります。
- 初診日に会社員・公務員の方は、「障害基礎年金」+「障害厚生年金」の受給対象となります。
- 障害の程度によって障害等級が異なり(障害等級1級・2級・3級)、障害年金の額は等級や所得、家族構成等によって異なります。

ような障害程度となります。

■【参考】身体障害者手帳と障害年金の違い

	身体障害者手帳	障害年金
根拠法令	身体障害者福祉法	国民年金法 厚生年金保険法
申請場所	市区町村の障害者福祉担当窓口	年金事務所 または年金相談センターの窓口
申請書類	指定医師による身体障害者診断・意見書等	医師による診断書等 ※レントゲンフィルム、心電図のコピーが必要な場合もあり
申請時期	初診日から6か月を経過した日以降	「初診日から1年6か月を経過した日」 または「症状固定日」のいずれか早い日以降
診断する医師	都道府県知事の指定する医師	通常の医師
更新	原則更新なし*	原則1年～5年ごとに更新あり

* 障害の状態の変化が予想される場合に再認定が実施されることもあります。
身体障害者手帳に、再認定期月が記載されている場合は、更新が必要です。

監修:東京中央障害年金・中村事務所

年金のお受け取りについて

年金のお受け取り方法は状況に応じてご選択いただけます。

[ご契約例] ●契約年齢:35歳 ●年金月額:15万円 ●保険期間・保険料払込期間:60歳まで ●年金支払保証期間:2年
被保険者さまが40歳(ご契約日から5年1か月目)で支払事由に該当された場合の例です。

1 毎月お受け取りいただく場合

- 出費の多いライフイベントの予定がない場合
- 大きな出費に備えた貯蓄がある場合

など



保険期間の満了まで年金を毎月お受け取りいただけます。

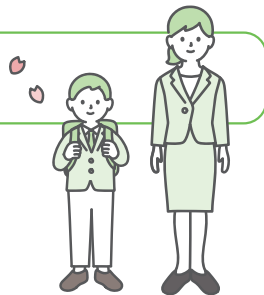


年金受取総額 **3,600万円**

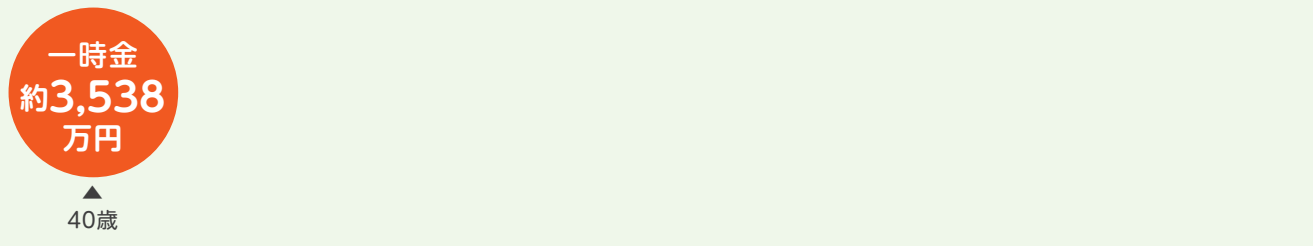
2 全額を一時金でお受け取りいただく場合

- お子さまの進学など、出費の多いライフイベントが控えている場合
- がんなどの高額な治療費が必要な場合や障害状態にあわせ家のリフォームをする場合

など



毎月の年金をお受け取りいただくかわりに年金の現価を一時金としてお受け取りいただけます。



一時金 **約3,538万円**

【1】毎月お受け取りいただく場合】の年金受取総額の約98.2%

※契約年齢等によってお受け取りいただける金額は異なります。詳細は募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。

一時金で受け取る場合も、毎月受け取る場合と比べて
あまり変わらない金額で受け取りできるんだね!



対象となる年金

死亡収入保障年金 / 高度障害収入保障年金 /
障害介護収入保障年金 / 特定疾病収入保障年金

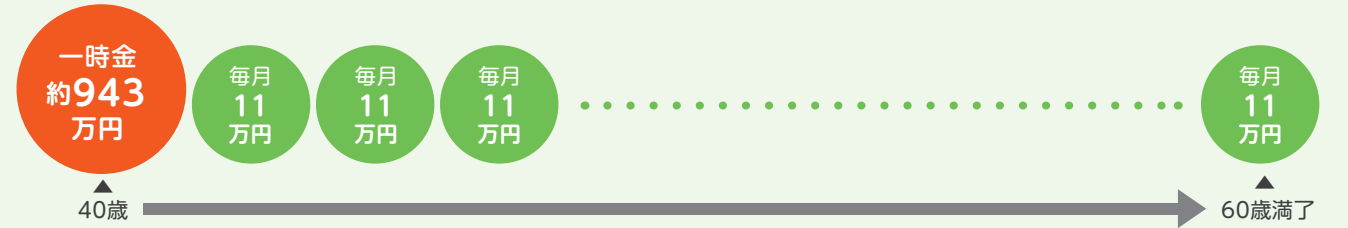
3 毎月の年金受け取りと一時金受け取りを組み合わせる場合

- お子さまの独立など予想できるライフイベントに合わせて一時金を受け取りたい場合

など



[3-1] 年金開始時に年金の一部を一時金として、残りを毎月年金としてお受け取りいただけます。



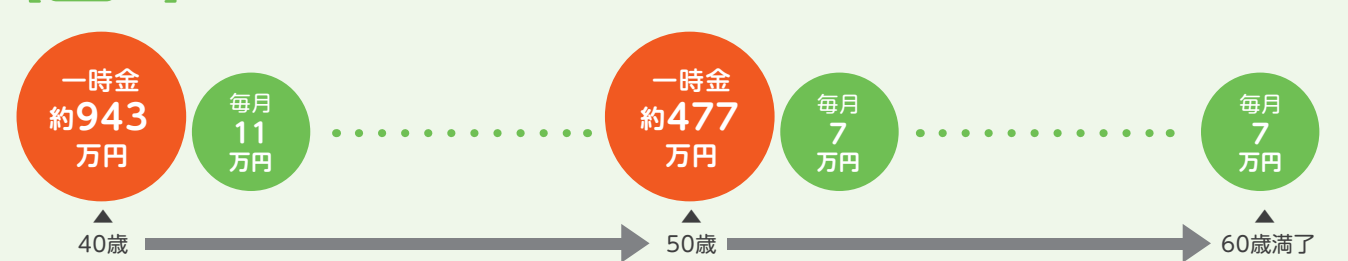
受取総額 **約3,583万円**

[3-2] まとまった資金が必要な時点で残りの年金を一時金としてお受け取りいただけます。



受取総額 **約3,591万円**

[3-3] 年金の一部を一時金として、複数回お受け取りいただくこともできます。



受取総額 **約3,580万円**

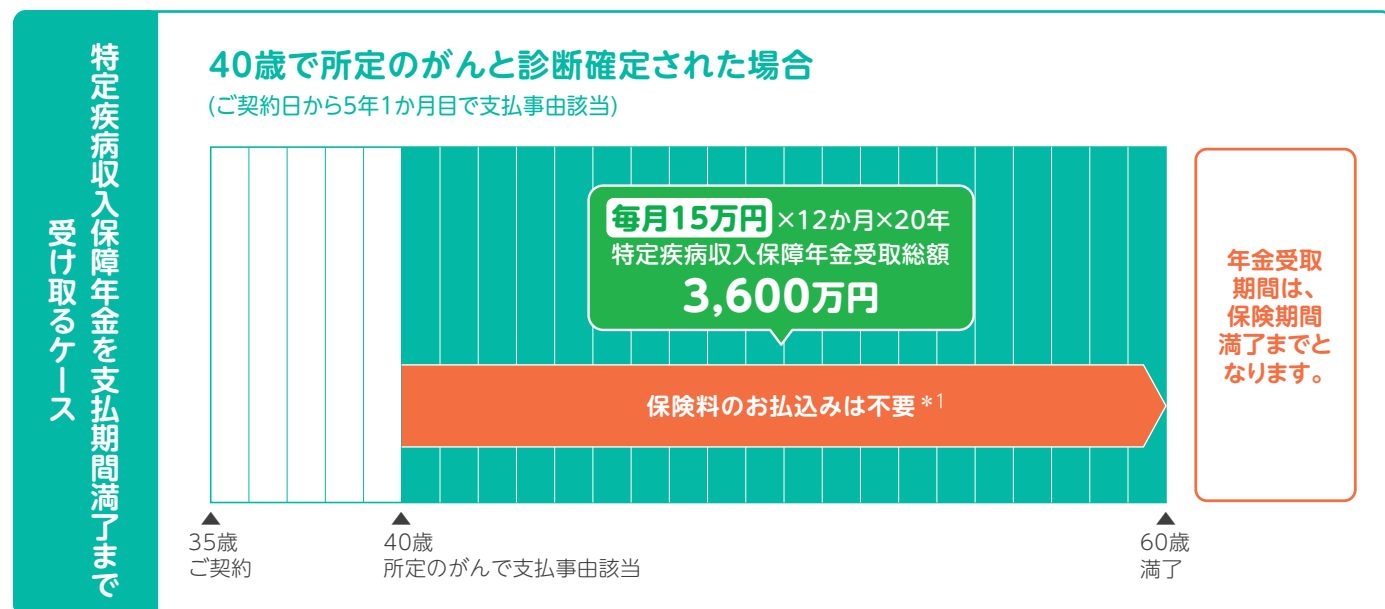
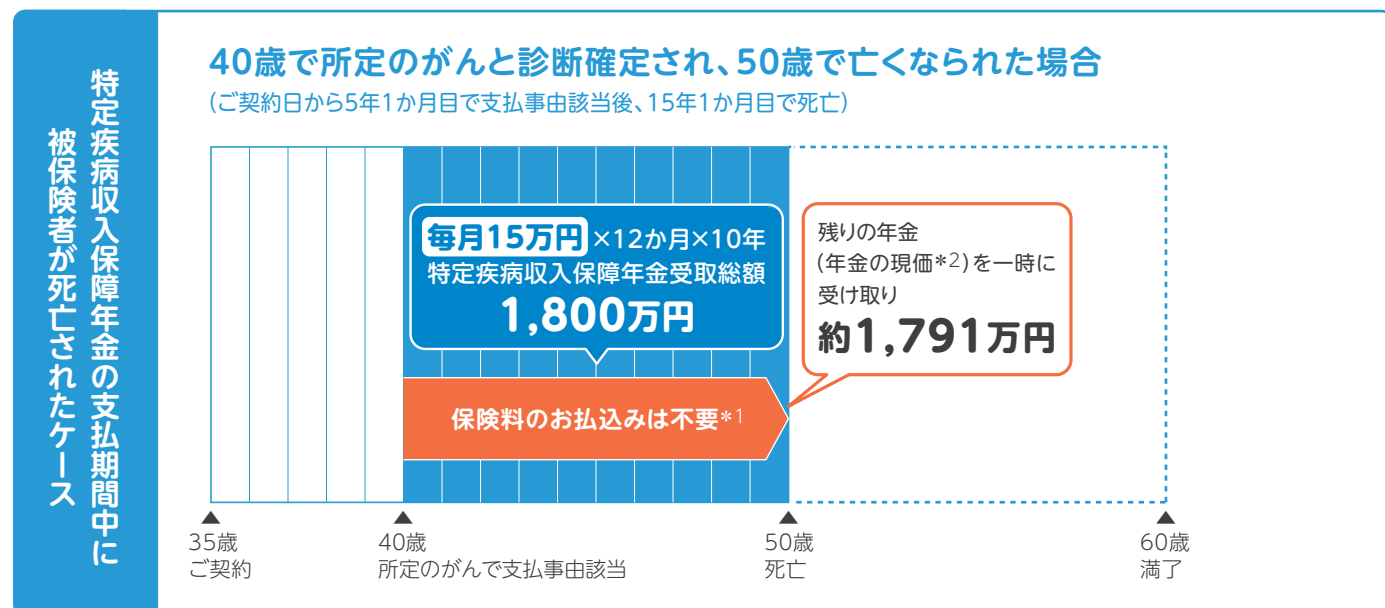
※死亡収入保障年金・高度障害収入保障年金・障害介護収入保障年金・特定疾病収入保障年金のお受け取り方法は、毎月お受け取りいただく方法や全額を一時にお受け取りいただく方法、これらを組み合わせる方法をご選択いただけます。年金の未支払分の現価の全部を一時に支払った場合、ご契約は消滅します。また、年金の未支払分の現価の一部を一時に支払った場合、将来の年金月額を減額します(減額後の年金月額が5万円を下回る時には、お取り扱いできません)。

各特則適用時の年金受取の注意点

高度障害収入保障特則 特定疾病収入保障特則(2023) 障害介護収入保障特則 に
共通の取り扱いです。

各特則の年金支払期間中に被保険者が死亡された場合には、年金の未支払分の現価を法定相続人に一時にお支払いし、ご契約は消滅します(死亡収入保障年金のお支払いはありません)。下記は「特定疾病収入保障特則(2023)」を適用している場合の例となります。

[ご契約例] ●契約年齢:35歳 ●年金月額:15万円 ●保険期間・保険料払込期間:60歳まで ●年金支払保証期間:2年
●特定疾病収入保障特則(2023)適用



*1 特定疾病収入保障年金支払開始後は保険料のお払込みは不要です。
*2 年金の現価とは将来の年金を支払うために必要なその時点における金額のことをいいます。
*死亡収入保障年金と特定疾病収入保障年金は、重複してはお支払いしません。また、特定疾病収入保障年金の支払事由に複数該当した場合でも、特定疾病収入保障年金は重複してはお支払いしません。
*「死亡収入保障年金不担保特則」が適用されたご契約において、年金の支払事由に該当される前に被保険者が死亡された場合には、ご契約は消滅します。ご契約の消滅に伴う返戻金のお支払いはありません。

Q&A



税務の取り扱いについて教えてください。

A

お払い込みいただいた保険料は「死亡収入保障年金不担保特則」の適用有無によって、一般生命保険料控除もしくは介護医療保険料控除のいずれかの対象となります。また、年金のお受け取りについては、下記をご確認ください。

●適用される生命保険料控除

死亡収入保障年金不担保特則を適用しない場合	一般生命保険料控除
死亡収入保障年金不担保特則を適用する場合	介護医療保険料控除

死亡収入保障年金

契約者(保険料負担者)・被保険者と死亡収入保障年金受取人の関係によって、つぎのとおり死亡収入保障年金に対する税金が異なります。

契約例			年金として受け取る場合		一時金として受け取る場合
契約者	被保険者	年金受取人	死亡時	毎年の年金受取時	
契約者と被保険者が同一の場合			相続税 (年金の評価額に) 対して課税	所得税(雑所得) + 住民税	相続税
本人	本人	配偶者			所得税 (一時所得) + 住民税
契約者と年金受取人が同一の場合			-	所得税(雑所得) + 住民税	所得税 (一時所得) + 住民税
本人	配偶者	本人			住民税
契約者・被保険者・年金受取人がそれぞれ別人の場合			贈与税 (年金の評価額に) 対して課税		贈与税
本人	配偶者	子			

高度障害収入保障年金・障害介護収入保障年金・特定疾病収入保障年金

高度障害収入保障年金・障害介護収入保障年金・特定疾病収入保障年金は、受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族である場合、全額非課税となります。

税務の取り扱い等については、2022年10月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しております。個別のケースにおける税務の取り扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。



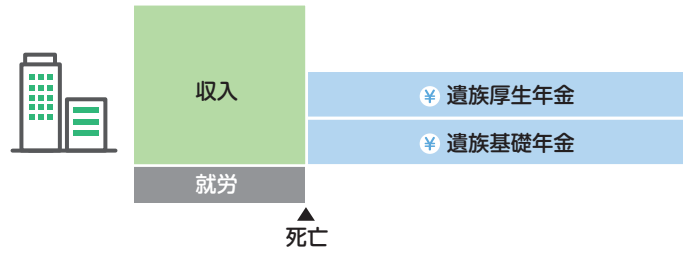
万一のときや働けなくなったときの公的保障について教えてください。

A 下記のとおり、条件によって保障や遺族年金の金額が異なります。

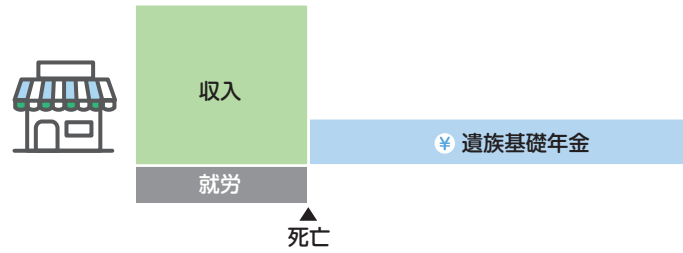
万一のとき

のこされたご家族に遺族年金が支給されます。

〈会社員・公務員等のイメージ〉



〈自営業者等のイメージ〉



遺族基礎年金 (自営業者・会社員・公務員等)

遺族基礎年金は、自営業・会社員・公務員等の方が亡くなったとき、「子のある配偶者」または「子」に支給される年金です。
※「子」とは、18歳到達年度の末日まで(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満まで)の未婚の子です。

遺族厚生年金 (会社員・公務員等)

遺族厚生年金は、会社員・公務員等の方が亡くなったとき、一定要件を満たすご遺族に支給される年金です。

※詳しい受給要件等については、日本年金機構等のホームページをご確認ください。

遺族年金支給額(概算額)早見表 (2022年10月時点)

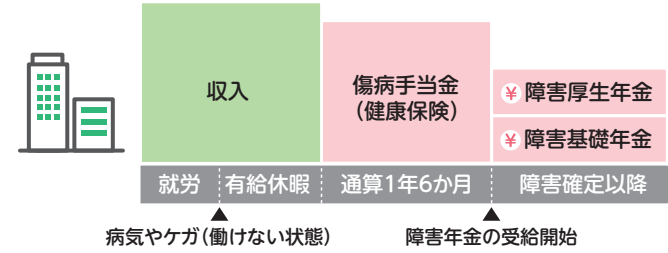
平均標準報酬月額	会社員・公務員等(遺族基礎年金+遺族厚生年金)							
	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人		妻と子3人	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
20万円	32.0	2.6	132.2	11.0	154.6	12.8	162.0	13.5
30万円	48.0	4.0	148.2	12.3	170.6	14.2	178.0	14.8
40万円	64.1	5.3	164.2	13.6	186.6	15.5	194.1	16.1
50万円	80.1	6.6	180.3	15.0	202.6	16.8	210.1	17.5
平均標準報酬月額	自営業者等(遺族基礎年金)							
	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人		妻と子3人	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
	0.0	0.0	100.1	8.3	122.5	10.2	130.0	10.8

- 平均標準報酬月額とは、「被保険者であった期間の標準報酬月額の合計」を「被保険者であった期間の月数」で割った額で、年金額の計算の基礎となるものです。
- 遺族厚生年金の年金額については、2003年4月から導入されている総報酬制を考慮し、賞与が一定割合(年間3.6か月分)支給される前提で「平均標準報酬月額」のみを使用して簡易的に算出しています。また、遺族厚生年金の場合、現役会社員・公務員等の厚生年金の加入期間は最低300月分が保障されるため、当資料についても加入期間を300月として計算しています。
- 遺族厚生年金には、一定の要件を満たす妻に中高齢寡婦加算(年額約58.3万円)が支給されるケースもありますが、当資料では考慮していません。
- 2015年10月より厚生年金と共済年金が一元化されたため、公務員等が亡くなった場合も遺族厚生年金が支給されますが、経過措置により過去の加入期間に応じた旧職域加算に対応する年金が支払われるケースもあります。
- 表中の「子」とは、18歳到達年度の末日まで(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満まで)の未婚の子のことで、各年金額は千円未満を切捨て表示していますので、月額を12倍しても年額と合致しないことがあります。

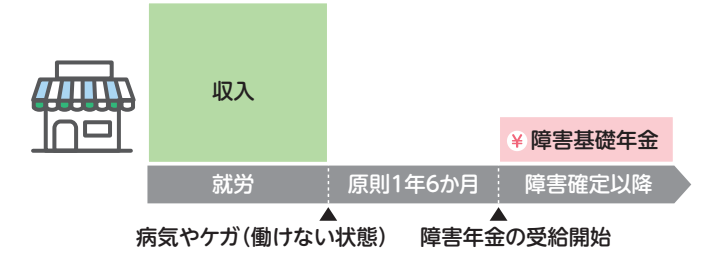
働けなくなったとき

傷病手当金や障害年金が支給されることがあります。

〈会社員・公務員等のイメージ〉



〈自営業者等のイメージ〉



傷病手当金

- 業務外の病気やケガで4日以上連続して仕事を休み、給与等の支払いがない場合に、4日目から通算して1年6か月間にわたり給与等の約3分の2が健康保険等から支給される制度です。
- 一般的に国民健康保険の加入者(自営業者等)には傷病手当金は支給されません。
- 加入している健康保険組合等によっては、付加給付により上乗せ給付がある場合があります。

障害年金

- 障害認定日(原則として初診日から1年6か月後)に法令で定める障害状態に該当していると認定された場合に支給される年金です。
- 障害年金には障害基礎年金、障害厚生年金の2種類がありますが、どの障害年金を受給できるかは、初診日にどの年金制度に加入しているかによって異なります。
- 障害基礎年金は障害等級1級・2級、障害厚生年金は障害等級1級~3級が受給対象となりますが、年金額は障害等級や所得、家族構成等によって異なります。

※詳しい受給要件等については、日本年金機構および全国健康保険協会等のホームページをご確認ください。

障害年金支給額(概算額)早見表 (2022年10月時点)

平均標準報酬月額	障害等級	会社員・公務員等(障害基礎年金+障害厚生年金)							
		配偶者のみ		配偶者と子1人		配偶者と子2人		配偶者と子3人	
		年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
20万円	1級	173.0	14.4	195.4	16.2	217.8	18.1	225.2	18.7
		199.7	16.6	222.1	18.5	244.5	20.3	251.9	20.9
		226.4	18.8	248.8	20.7	271.2	22.6	278.7	23.2
		253.2	21.1	275.5	22.9	297.9	24.8	305.4	25.4
30万円	2級	142.9	11.9	165.2	13.7	187.6	15.6	195.1	16.2
		164.2	13.6	186.6	15.5	209.0	17.4	216.5	18.0
		185.6	15.4	208.0	17.3	230.4	19.2	237.8	19.8
		207.0	17.2	229.4	19.1	251.7	20.9	259.2	21.6
平均標準報酬月額	障害等級	自営業者等(障害基礎年金)							
		配偶者のみ		配偶者と子1人		配偶者と子2人		配偶者と子3人	
		年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
97.2	8.1	119.6	9.9	141.9	11.8	149.4	12.4		
77.7	6.4	100.1	8.3	122.5	10.2	130.0	10.8		

- 障害厚生年金の年金額については、2003年4月から導入されている総報酬制を考慮し、賞与が一定割合(年間3.6か月分)支給される前提で「平均標準報酬月額」のみを使用して簡易的に算出しています。また、障害厚生年金の場合、現役会社員・公務員等の厚生年金の加入期間は最低300月分が保障されるため、当資料についても加入期間を300月として計算しています。
- 障害厚生年金の年金額には、一定の要件を満たす配偶者がいる場合の加給年金額(年額約22.4万円)を含んでいます。
- 2015年10月より厚生年金と共済年金が一元化されていますが、同年9月までの共済年金の加入期間を有し、その期間中に初診日がある公務員等の場合には、当該加入期間に応じた旧職域加算に対応する年金が上乗せ支給されるケースがあります。なお、公務員等の世帯については、障害の原因が公務や通勤災害によらない場合の金額です。
- 表中の「子」とは、18歳到達年度の末日まで(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満まで)の未婚の子のことで、各年金額は千円未満を切捨て表示していますので、月額を12倍しても年額と合致しないことがあります。

監修:東京中央障害年金・中村事務所

月払保険料例 男性

●年金月額:10万円 ●年金支払保証期間:2年

■非喫煙者健康体保険料率<保険料払込免除特約(2021)なし>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし			
	特則なし	高度障害 収入保障特則 あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 高度障害 収入保障特則あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 障害介護 収入保障特則あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり*	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 障害介護 収入保障特則あり
20	2,258	2,326	6,619	4,003	6,692	8,045	4,517	2,499	6,017
21	2,251	2,320	6,734	4,033	6,808	8,191	4,654	2,547	6,186
22	2,234	2,304	6,859	4,056	6,932	8,349	4,802	2,595	6,369
23	2,219	2,290	6,981	4,084	7,055	8,505	4,955	2,650	6,559
24	2,205	2,274	7,111	4,114	7,182	8,672	5,108	2,705	6,751
25	2,194	2,265	7,250	4,146	7,324	8,849	5,264	2,759	6,947
26	2,194	2,265	7,393	4,191	7,462	9,028	5,422	2,816	7,146
27	2,199	2,270	7,542	4,241	7,612	9,215	5,583	2,873	7,346
28	2,209	2,282	7,698	4,298	7,768	9,410	5,749	2,936	7,556
29	2,222	2,294	7,856	4,362	7,927	9,611	5,914	3,002	7,767
30	2,231	2,304	8,016	4,427	8,087	9,819	6,084	3,073	7,989
31	2,239	2,314	8,180	4,498	8,250	10,036	6,256	3,154	8,220
32	2,244	2,320	8,344	4,571	8,411	10,259	6,431	3,238	8,458
33	2,249	2,325	8,507	4,650	8,576	10,485	6,609	3,327	8,702
34	2,257	2,334	8,675	4,732	8,744	10,716	6,789	3,416	8,949
35	2,272	2,351	8,844	4,819	8,913	10,946	6,970	3,503	9,196
36	2,294	2,374	9,044	4,909	9,112	11,205	7,178	3,586	9,467
37	2,322	2,405	9,244	5,003	9,313	11,464	7,386	3,666	9,737
38	2,353	2,436	9,438	5,101	9,508	11,719	7,590	3,744	10,004
39	2,383	2,468	9,629	5,202	9,697	11,973	7,789	3,826	10,270
40	2,412	2,498	9,808	5,315	9,879	12,230	7,981	3,920	10,541
41	2,434	2,522	9,975	5,433	10,044	12,481	8,163	4,022	10,811
42	2,451	2,542	10,125	5,587	10,195	12,753	8,335	4,164	11,106
43	2,544	2,634	10,259	5,803	10,330	12,998	8,494	4,375	11,379
44	2,654	2,745	10,379	6,011	10,450	13,206	8,644	4,581	11,621
45	2,759	2,851	10,481	6,178	10,552	13,365	8,776	4,753	11,814
46	2,859	2,951	10,566	6,300	10,637	13,473	8,895	4,883	11,961
47	2,958	3,050	10,629	6,386	10,701	13,529	8,995	4,981	12,057
48	3,031	3,121	10,667	6,427	10,737	13,542	9,072	5,033	12,114
49	3,016	3,106	10,677	6,378	10,746	13,525	9,121	4,995	12,142
50	3,000	3,090	10,654	6,353	10,721	13,498	9,140	4,982	12,161
51	2,986	3,074	10,564	6,369	10,629	13,437	9,094	5,011	12,148
52	2,972	3,058	10,432	6,413	10,495	13,358	9,008	5,070	12,118
53	2,955	3,039	10,259	6,448	10,318	13,232	8,882	5,128	12,043
54	2,932	3,014	10,038	6,432	10,096	13,020	8,713	5,141	11,886
55	2,903	2,982	9,773	6,333	9,827	12,696	8,503	5,077	11,619

■非喫煙者健康体保険料率<保険料払込免除特約(2021)あり>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし			
	特則なし	高度障害 収入保障特則 あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 高度障害 収入保障特則あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 障害介護 収入保障特則あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり*	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 障害介護 収入保障特則あり
20	2,446	2,519	6,802	4,314	6,877	8,261	4,651	2,757	6,189
21	2,442	2,516	6,925	4,352	7,001	8,417	4,795	2,814	6,366
22	2,431	2,506	7,059	4,386	7,134	8,585	4,950	2,875	6,558
23	2,418	2,495	7,189	4,423	7,265	8,751	5,110	2,941	6,758
24	2,407	2,482	7,328	4,462	7,401	8,929	5,271	3,007	6,959
25	2,402	2,478	7,476	4,507	7,550	9,116	5,435	3,075	7,165
26	2,405	2,483	7,627	4,561	7,698	9,305	5,601	3,144	7,373
27	2,417	2,494	7,784	4,624	7,857	9,502	5,769	3,216	7,583
28	2,430	2,509	7,949	4,691	8,021	9,708	5,942	3,291	7,802
29	2,447	2,525	8,115	4,765	8,188	9,919	6,115	3,370	8,023
30	2,462	2,542	8,284	4,844	8,356	10,137	6,292	3,458	8,255
31	2,474	2,555	8,455	4,926	8,527	10,364	6,472	3,554	8,494
32	2,482	2,565	8,627	5,011	8,697	10,598	6,655	3,655	8,742
33	2,492	2,576	8,799	5,104	8,871	10,834	6,841	3,762	8,997
34	2,506	2,590	8,976	5,200	9,047	11,076	7,029	3,870	9,255
35	2,525	2,612	9,155	5,301	9,227	11,319	7,220	3,974	9,514
36	2,554	2,642	9,366	5,407	9,437	11,591	7,438	4,076	9,798
37	2,588	2,678	9,578	5,515	9,650	11,864	7,656	4,173	10,081
38	2,626	2,718	9,785	5,630	9,857	12,134	7,872	4,270	10,362
39	2,665	2,758	9,987	5,749	10,058	12,403	8,082	4,372	10,642
40	2,700	2,795	10,178	5,879	10,251	12,673	8,284	4,485	10,927
41	2,728	2,825	10,354	6,013	10,426	12,937	8,476	4,605	11,208
42	2,749	2,848	10,512	6,184	10,585	13,220	8,656	4,770	11,516
43	2,863	2,964	10,653	6,434	10,727	13,475	8,822	5,023	11,799
44	3,004	3,106	10,778	6,681	10,852	13,691	8,978	5,279	12,050
45	3,140	3,241	10,884	6,885	10,958	13,856	9,115	5,495	12,251
46	3,270	3,370	10,972	7,039	11,045	13,968	9,238	5,663	12,402
47	3,397	3,498	11,037	7,152	11,110	14,024	9,340	5,795	12,500
48	3,493	3,593	11,073	7,212	11,146	14,036	9,418	5,870	12,557
49	3,475	3,574	11,079	7,156	11,150	14,013	9,465	5,824	12,581
50	3,456	3,554	11,048	7,124	11,118	13,976	9,478	5,803	12,593
51	3,435	3,532	10,946	7,130	11,013	13,902	9,423	5,824	12,569
52	3,415	3,509	10,799	7,165	10,864	13,806	9,324	5,875	12,524
53	3,388	3,480	10,606	7,185	10,667	13,659	9,182	5,920	12,431
54	3,353	3,443	10,363	7,147	10,423	13,422	8,996	5,911	12,252
55	3,310	3,395	10,075	7,016	10,131	13,069	8,766	5,810	11,961

●契約日が2023年2月2日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。●保険料は被保険者の契約日における満年齢により計算します。●記載以外の保険期間・年金月額等については、募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。
*障害介護収入保障年金のみのご契約の場合、「保険料率区分なし」となります。

■非喫煙者標準体保険料率<保険料払込免除特約(2021)なし>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし			
	特則なし	高度障害 収入保障特則 あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 高度障害 収入保障特則あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 障害介護 収入保障特則あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり*	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 障害介護 収入保障特則あり
20	2,988	3,081	9,140	4,728	9,236	10,548	6,297	2,499	7,777
21	2,998	3,092	9,357	4,774	9,455	10,796	6,512	2,547	8,024
22	2,996	3,093	9,585	4,813	9,685	11,059	6,742	2,595	8,289
23	2,998	3,094	9,819	4,857	9,919	11,327	6,981	2,650	8,566
24	3,000	3,096	10,069	4,903	10,169	11,614	7,227	2,705	8,851
25	3,008	3,105	10,333	4,956	10,434	11,917	7,484	2,759	9,149
26	3,029	3,128	10,610	5,022	10,711	12,232	7,746	2,816	9,452
27	3,058	3,157	10,900	5,095	11,002	12,561	8,016	2,873	9,764
28	3,095	3,197	11,205	5,179	11,308	12,907	8,298	2,936	10,090
29	3,134	3,240	11,514	5,271	11,618	13,260	8,582	3,002	10,422
30	3,175	3,281	11,828	5,367	11,933	13,624	8,874	3,073	10,767
31	3,214	3,322	12,142	5,471	12,252	13,995	9,170	3,154	11,123
32	3,253	3,362	12,455	5,579	12,564	14,370	9,467	3,238	11,485
33	3,291	3,402	12,747	5,691	12,860	14,727	9,756	3,327	11,844
34	3,333	3,446	13,017	5,808	13,130	15,063	10,030	3,416	12,186
35	3,382	3,497	13,254	5,930	13,369	15,363	10,281	3,503	12,506
36	3,437	3,555	13,484	6,054	13,596	15,655	10,539	3,586	12,828
37	3,498	3,619	13,681	6,182	13,794	15,913	10,774	3,666	13,128
38	3,560	3,684	13,856	6,312	13,968	16,150	10,991	3,744	13,409
39	3,620	3,748	14,022	6,444	14,133	16,381	11,204	3,826	13,692
40	3,676	3,807	14,189	6,587	14,299	16,628	11,415	3,920	13,986
41	3,724	3,857	14,357	6,732	14,465	16,885	11,625	4,022	14,285
42	3,762	3,897	14,517	6,909	14,627	17,171	11,827	4,164	14,615
43	3,866	4,002	14,651	7,138	14,763	17,421	12,007	4,375	14,914
44	3,974	4,111	14,746	7,346	14,857	17,609	12,155	4,581	15,158
45	4,062	4,198	14,780	7,496	14,890	17,702	12,252	4,753	15,320
46	4,126	4,261	14,750	7,583	14,857	17,695	12,296	4,883	15,392
47	4,174	4,307	14,652	7,617	14,757	17,590	12,287	4,981	15,380
48	4,182	4,311	14,501	7,594	14,604	17,413	12,228	5,033	15,300
49	4,096	4,221	14,309	7,472	14,409	17,192	12,132	4,995	15,181
50	4,004	4							

月払保険料例 女性

●年金額:10万円 ●年金支払保証期間:2年

■非喫煙者健康体保険料率<保険料払込免除特約(2021)なし>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし				
	特則なし	高度障害 収入保障特則 あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 高度障害 収入保障特則あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 障害介護 収入保障特則あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり*	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 障害介護 収入保障特則あり	
										特定疾病収入保障 特則(2023)あり
20	1,501	1,541	7,765	2,915	7,788	8,909	6,757	1,844	7,945	
21	1,528	1,570	8,007	2,957	8,033	9,165	6,995	1,867	8,197	
22	1,555	1,599	8,260	3,001	8,287	9,433	7,245	1,888	8,462	
23	1,588	1,634	8,513	3,054	8,542	9,704	7,497	1,918	8,734	
24	1,622	1,668	8,766	3,114	8,796	9,979	7,750	1,949	9,011	
25	1,655	1,703	9,019	3,178	9,048	10,260	8,002	1,985	9,291	
26	1,694	1,744	9,268	3,254	9,296	10,543	8,249	2,031	9,571	
27	1,730	1,783	9,517	3,336	9,545	10,832	8,492	2,082	9,855	
28	1,770	1,825	9,762	3,427	9,789	11,122	8,734	2,139	10,144	
29	1,811	1,867	10,001	3,522	10,028	11,410	8,968	2,203	10,428	
30	1,851	1,907	10,231	3,623	10,260	11,696	9,194	2,271	10,711	
31	1,892	1,949	10,453	3,733	10,482	11,979	9,414	2,348	10,994	
32	1,930	1,989	10,666	3,845	10,696	12,257	9,623	2,431	11,270	
33	1,966	2,028	10,865	3,954	10,897	12,523	9,822	2,514	11,536	
34	2,002	2,065	11,054	4,058	11,083	12,773	10,008	2,590	11,785	
35	2,038	2,102	11,224	4,150	11,255	12,996	10,182	2,657	12,014	
36	2,072	2,138	11,406	4,227	11,436	13,218	10,365	2,709	12,238	
37	2,105	2,173	11,565	4,290	11,597	13,407	10,530	2,749	12,434	
38	2,134	2,204	11,700	4,342	11,732	13,564	10,672	2,779	12,600	
39	2,161	2,233	11,806	4,387	11,838	13,689	10,785	2,806	12,734	
40	2,184	2,259	11,881	4,445	11,914	13,796	10,867	2,846	12,850	
41	2,205	2,283	11,918	4,505	11,953	13,870	10,911	2,891	12,933	
42	2,222	2,303	11,916	4,585	11,951	13,926	10,916	2,958	12,998	
43	2,315	2,399	11,866	4,735	11,902	13,930	10,875	3,102	13,011	
44	2,427	2,513	11,769	4,891	11,806	13,874	10,789	3,257	12,966	
45	2,535	2,625	11,613	5,027	11,652	13,743	10,652	3,398	12,855	

●契約日が2023年2月2日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。●保険料は被保険者の契約日における満年齢により計算します。●記載以外の保険期間・年金額等については、募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。
*障害介護収入保障年金のみのご契約の場合、「保険料率区分なし」となります。

■非喫煙者標準体保険料率<保険料払込免除特約(2021)なし>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし				
	特則なし	高度障害 収入保障特則 あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 高度障害 収入保障特則あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 障害介護 収入保障特則あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり*	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 障害介護 収入保障特則あり	
										特定疾病収入保障 特則(2023)あり
20	1,700	1,745	8,633	3,112	8,660	9,772	7,484	1,844	8,668	
21	1,731	1,779	8,902	3,159	8,930	10,055	7,750	1,867	8,947	
22	1,763	1,812	9,176	3,208	9,206	10,345	8,025	1,888	9,237	
23	1,801	1,853	9,453	3,266	9,485	10,640	8,302	1,918	9,534	
24	1,840	1,892	9,727	3,331	9,760	10,935	8,578	1,949	9,834	
25	1,880	1,934	10,001	3,401	10,033	11,237	8,853	1,985	10,138	
26	1,924	1,979	10,266	3,484	10,302	11,536	9,121	2,031	10,439	
27	1,968	2,023	10,531	3,572	10,566	11,842	9,385	2,082	10,744	
28	2,015	2,071	10,789	3,670	10,824	12,144	9,641	2,139	11,046	
29	2,061	2,118	11,036	3,772	11,071	12,441	9,888	2,203	11,344	
30	2,107	2,165	11,270	3,879	11,304	12,731	10,120	2,271	11,633	
31	2,153	2,214	11,494	3,994	11,528	13,016	10,346	2,348	11,922	
32	2,197	2,261	11,705	4,111	11,743	13,292	10,559	2,431	12,202	
33	2,240	2,306	11,910	4,227	11,946	13,564	10,764	2,514	12,475	
34	2,280	2,349	12,111	4,336	12,147	13,828	10,964	2,590	12,738	
35	2,322	2,392	12,308	4,434	12,346	14,078	11,163	2,657	12,992	
36	2,360	2,432	12,526	4,515	12,565	14,337	11,383	2,709	13,254	
37	2,398	2,472	12,739	4,583	12,778	14,579	11,597	2,749	13,499	
38	2,433	2,510	12,925	4,641	12,965	14,789	11,787	2,779	13,714	
39	2,464	2,544	13,082	4,691	13,122	14,965	11,948	2,806	13,897	
40	2,492	2,574	13,199	4,753	13,240	15,116	12,068	2,846	14,053	
41	2,516	2,602	13,269	4,817	13,311	15,222	12,141	2,891	14,165	
42	2,535	2,625	13,293	4,899	13,335	15,305	12,168	2,958	14,252	
43	2,631	2,723	13,263	5,052	13,306	15,329	12,146	3,102	14,285	
44	2,743	2,838	13,187	5,209	13,232	15,296	12,082	3,257	14,262	
45	2,852	2,950	13,063	5,345	13,107	15,197	11,973	3,398	14,181	

■非喫煙者健康体保険料率<保険料払込免除特約(2021)あり>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし				
	特則なし	高度障害 収入保障特則 あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 高度障害 収入保障特則あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 障害介護 収入保障特則あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり*	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 障害介護 収入保障特則あり	
										特定疾病収入保障 特則(2023)あり
20	1,693	1,738	8,079	3,256	8,103	9,265	7,034	2,084	8,268	
21	1,726	1,773	8,336	3,310	8,364	9,538	7,286	2,114	8,536	
22	1,762	1,811	8,605	3,369	8,633	9,824	7,552	2,146	8,818	
23	1,802	1,854	8,874	3,435	8,904	10,112	7,818	2,183	9,106	
24	1,842	1,894	9,140	3,507	9,171	10,402	8,084	2,222	9,397	
25	1,884	1,938	9,404	3,586	9,434	10,695	8,346	2,268	9,689	
26	1,928	1,985	9,661	3,673	9,691	10,986	8,601	2,322	9,978	
27	1,973	2,032	9,915	3,769	9,944	11,282	8,849	2,383	10,268	
28	2,017	2,079	10,164	3,870	10,192	11,575	9,095	2,447	10,561	
29	2,063	2,125	10,404	3,977	10,433	11,866	9,331	2,518	10,848	
30	2,109	2,172	10,634	4,090	10,665	12,152	9,558	2,596	11,131	
31	2,154	2,219	10,856	4,210	10,886	12,434	9,777	2,681	11,414	
32	2,196	2,262	11,067	4,333	11,098	12,711	9,986	2,773	11,688	
33	2,238	2,307	11,263	4,455	11,296	12,974	10,183	2,866	11,953	
34	2,279	2,349	11,449	4,570	11,480	13,221	10,367	2,951	12,200	
35	2,317	2,389	11,616	4,670	11,648	13,441	10,538	3,024	12,425	
36	2,356	2,430	11,795	4,756	11,827	13,660	10,719	3,082	12,647	
37	2,391	2,466	11,951	4,823	11,985	13,845	10,882	3,126	12,841	
38	2,423	2,501	12,083	4,880	12,117	13,998	11,021	3,160	13,004	
39	2,454	2,534	12,184	4,930	12,218	14,118	11,131	3,190	13,133	
40	2,479	2,562	12,254	4,990	12,289	14,219	11,208	3,232	13,245	
41	2,500	2,586	12,285	5,052	12,321	14,286	11,246	3,279	13,321	
42	2,516	2,605	12,275	5,133	12,311	14,334	11,245	3,348	13,379	
43	2,626	2,719	12,215	5,301	12,253	14,328	11,196	3,513	13,383	
44	2,762	2,858	12,108	5,481	12,146	14,261	11,099	3,697	13,328	
45	2,894	2,992	11,939	5,635	11,980	14,116	10,951	3,862	13,205	

■非喫煙者標準体保険料率<保険料払込免除特約(2021)あり>

(単位:円)

契約年齢(歳)	死亡保障あり					死亡保障なし				
	特則なし	高度障害 収入保障特則 あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 高度障害 収入保障特則あり	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 障害介護 収入保障特則あり	特定疾病 収入保障特則 (2023)あり	障害介護 収入保障特則 あり*	特定疾病収入保障 特則(2023)あり 障害介護 収入保障特則あり	
										特定疾病収入保障 特則(2023)あり
20	1,934	1,986	9,029	3,512	9,058	10,216	7,834	2,084	9,069	
21	1,974	2,028	9,317	3,573	9,347	10,520	8,117	2,114	9,367	
22	2,016	2,072	9,611	3,639	9,643	10,832	8,411	2,146	9,678	
23	2,064	2,122	9,908	3,713	9,941	11,147	8,705	2,183	9,994	
24	2,110	2,170	10,197	3,792	10,232	11,460	8,997	2,222	10,312	
25	2,160	2,222	10,484	3,878	10,518	11,776	9,284	2,268	10,629	
26	2,212	2,274	10,757	3,974	10,795	12,084	9,561	2,322	10,940	
27	2,264	2,327	11,027	4,078	11,065	12,395	9,830	2,383	11,250	
28	2,317	2,380	11,288	4,188	11,325	12,701	10,089	2,447	11,556	
29	2,368	2,433	11,534	4,300	11,571	12,997	10,336	2,518	11,854	
30	2,421	2,487	11,765	4,421	11,801	13,284	10,567	2,596	12,141	
31	2,472	2,540	11,985	4,546	12,021	13,564	10,789	2,681	12,427	
32	2,519	2,592	12,190	4,674	12,230	13,835	10,998	2,773	12,701	
33	2,567	2,643	12,390	4,802	12,428	14,101	11,198	2,866	12,970	
34	2,614	2,691	12,585	4,922	12,624	14,358	11,394	2,951	13,228	
35	2,659	2,738	12,778	5,030	12,818	14,604	11,590	3,024	13,478	
36	2,703	2,785	12,994	5,122	13,035	14,861	11,809	3,082	13,740	
37	2,745	2,828	13,206	5,198	13,247	15,102	12,022	3,126	13,984	
38	2,785	2,872	13,392							

お申し込みにあたって必ずご確認ください事項

無解約返戻金型収入保障保険(2023)について

- ・死亡収入保障年金は以下の場合、お支払いできません。
 - ・責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺
 - ・保険契約者または死亡収入保障年金受取人の故意
 - ・戦争その他の変乱
- ・契約者配当金はありません。
- ・解約返戻金はありません。
- ・契約者貸付制度の取り扱いはありません。
- ・ネオファースト生命が保険料を立て替えしご契約を継続させる制度(保険料の自動貸付)の取り扱いはありません。
- ・**ご契約が失効した場合、ご契約を復活する取り扱いはありません。**
- ・**特約の中途付加、特約の中途適用や特約をご契約後に適用しないこととする取り扱いはありません。**
- ・年金支払保証期間の変更の取り扱いはありません。
- ・**死亡収入保障年金・高度障害収入保障年金・障害介護収入保障年金・特定疾病収入保障年金は、重複してはお支払いしません。**

死亡収入保障年金不担保特則について

- ・本特則を適用する場合、死亡されても死亡収入保障年金のお支払いはありません。
- ・本特則を適用する場合は、高度障害収入保障特則、リビング・ニーズ特約(2018)を適用・付加することはできません。
- ・障害介護収入保障特則および特定疾病収入保障特則(2023)がいずれも適用されない場合、本特則を適用することはできません。

高度障害収入保障特則について

- ・本特則を適用しない場合、高度障害状態に該当した場合の保障はありません。
- ・死亡収入保障年金・高度障害収入保障年金・特定疾病収入保障年金は、重複してはお支払いしません。また、高度障害収入保障年金の支払事由に複数該当した場合でも、高度障害収入保障年金は重複してはお支払いしません。
- ・高度障害収入保障年金の年金月額および年金支払保証期間は死亡収入保障年金と同じです。
- ・本特則を適用する場合は、死亡収入保障年金不担保特則、障害介護収入保障特則を適用することはできません。
- ・以下の場合、高度障害収入保障年金をお支払いできません。
 - ・保険契約者または被保険者の故意
 - ・戦争その他の変乱

障害介護収入保障特則について

- ・障害介護収入保障年金は年金支払開始後に状態が改善しても、保険期間満了までお支払いします。
- ・本特則を適用する場合、高度障害収入保障特則を適用することはできません。
- ・死亡収入保障年金・障害介護収入保障年金・特定疾病収入保障年金は、重複してはお支払いしません。また、障害介護収入保障年金の支払事由に複数該当した場合でも、障害介護収入保障年金は重複してはお支払いしません。
- ・以下の場合、障害介護収入保障年金をお支払いできません。
 - ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ・被保険者の犯罪行為
 - ・被保険者の精神障害を原因とする事故
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ・被保険者の薬物依存
 - ・地震、噴火または津波
 - ・戦争その他の変乱

特定疾病収入保障特則(2023)について

- ・急性心筋梗塞・脳卒中については、発病しただけでは特定疾病収入保障年金のお支払いの対象になりません。
- ・死亡収入保障年金・高度障害収入保障年金・障害介護収入保障年金・特定疾病収入保障年金は、重複してはお支払いしません。また、特定疾病収入保障年金の支払事由に複数該当した場合でも、特定疾病収入保障年金は重複してはお支払いしません。

保険料払込免除特約(2021)について

- ・心疾患(急性心筋梗塞を含む)・脳血管疾患(脳卒中を含む)については、発病しただけでは保険料払込の免除事由には該当しません。
- ・保険料の払込みが免除された場合、年金月額の減額などの所定のご契約内容変更の取り扱いはありません。

リビング・ニーズ特約(2018)について

- ・お支払いする金額は、リビング・ニーズ保険金の請求日からその日を含めて6か月後の月単位の応当日における死亡収入保障年金の現価相当額の範囲内で、請求時に指定した金額から、6か月間の指定金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額です。ただし、被保険者お一人につき、他の契約と通算して3,000万円を限度とします。
- ・リビング・ニーズ保険金の受取人を被保険者以外に変更することはできません。
- ・リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、年金の請求を受け、その年金をお支払いするときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いしません。
- ・リビング・ニーズ保険金をお支払いしたときは、主契約は消滅または減額されたものとします。リビング・ニーズ保険金を支払った後に年金の支払事由が生じた場合で、減額後の年金月額が5万円に満たないときは、年金の現価相当額を一時に支払います。
- ・本特約を付加する場合は、死亡収入保障年金不担保特則を適用することはできません。

年金のお支払いについて

- ・死亡収入保障年金・高度障害収入保障年金・障害介護収入保障年金・特定疾病収入保障年金のお受け取り方法は、毎月お受け取りいただく方法や全額を一時にお受け取りいただく方法、これらを組み合わせる方法をご選択いただくことができます。年金の未支払分の現価の全部を一時に支払った場合、ご契約は消滅します。また、年金の未支払分の現価の一部を一時に支払った場合、将来の年金月額を減額します(減額後の年金月額が5万円を下回るときには、お取り扱いできません)。
- ・死亡収入保障年金の支払期間中に死亡収入保障年金受取人が死亡された場合、年金の未支払分の現価を受取人の法定相続人に一時にお支払いし、ご契約は消滅します。
- ・高度障害収入保障年金・障害介護収入保障年金・特定疾病収入保障年金の支払期間中に被保険者が死亡したときは、高度障害収入保障年金・障害介護収入保障年金・特定疾病収入保障年金の未支払分の現価を受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、ご契約は消滅します(死亡収入保障年金のお支払いはありません)。

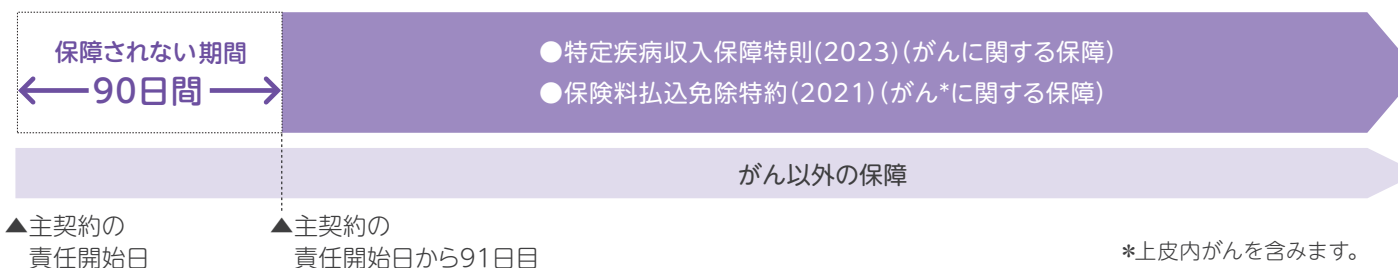
保障される疾病について

⚠ 「特定疾病収入保障特則(2023)」の**支払対象となる疾病**、または「保険料払込免除特約(2021)」の**保険料払込免除の対象となる疾病**は以下のとおりです。

特則・特約	がん	上皮内がん等	心疾患		脳血管疾患	
			急性心筋梗塞			脳卒中
特定疾病収入保障特則(2023)	○	×	×	○	×	○
保険料払込免除特約(2021)三大疾病B型	○	○	○	○	○	○

保障の開始について …以下の特約・特則は、主契約の責任開始日以後、保障されない期間があります。

- 「特定疾病収入保障特則(2023)」
責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合、特定疾病収入保障年金をお支払いしません。この場合、90日経過後にがんと診断確定された場合でも、90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、特定疾病収入保障年金をお支払いしません。
- 「保険料払込免除特約(2021)」
主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内にがん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合、保険料払込免除の対象になりません。



契約してよかった。その一言のために。

お客様の声を真摯に受け止め、ご契約後もより一層の「あったらいいな」を追求してまいります。

ご契約後

健康管理
健康増進

各種
お手続き

保障の
確認

毎日の健康をサポート

お客様の健康のためさまざまなサービスをご用意しています。

- 24時間電話健康相談サービス
- セカンドオピニオンサービス
- 受診手配・紹介サービス
- 健診結果改善サポートアプリ「Neoコーチ」
- オーラルケアサポートサービス「歯の健康」をサポート

オーラルケアサポート
サービスはこちら



Webサイトはこちら



ムリなく
生活習慣の改善ができる
「Neoコーチ」アプリ、
次の健康診断が楽しみだな。

年に1度のネオレターで
安心できます。
健康意識も高まります!

わからないとき 困ったとき

ご契約に関する お知らせをお届け

- 年に1度のネオレター
毎年、「ご契約内容のお知らせ(ネオレター)」をお届けします。
※健康増進に向けたサービスを記載したチラシも一緒にお届けします。
- お問い合わせ・各種お手続きはインターネットから可能
住所変更や生命保険料控除証明書の再発行など、各種お手続き内容のご確認・お問い合わせは当社ホームページからも可能です(24時間365日受付)。

不安で何度も連絡したが、
的確に案内してくれる。
待ち時間も少なく
助かりました!

保険金請求時、
書類提出から支払いまでスムーズ、
かつSMSにて状況がわかったのが
とてもよかったです。

ネオファースト生命 コンタクトセンター

受付時間 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)

お客様専用フリーダイヤル ☎0120-226-201

70歳以上のお客さまを
対象としたフリーダイヤル ☎0120-515-201

HDI 格付けベンチマーク「クオリティ」格付け
国内最高評価の「三つ星」を獲得



サポートサービス業界の国際機関HDIの日本法人が主催するHDI格付けベンチマーク「クオリティ」格付けにおいて、2021年度も最高ランクである「三つ星」を獲得しました。

シニア専用の
フリーダイヤルは心強い!

給付金の ご請求など

2021年度給付金等お支払実績
93,155件

1日あたり約255件をお支払い。
お客さまのお役に立てるよう今後も
迅速に対応してまいります。

原則5営業日以内
にお支払い

5営業日以内のお支払率は、
約98%を超える高い水準と
なっています*。

給付金の請求忘れがないか
確認の通知をしていただけて、
請求漏れを防ぐことができました。
大変丁寧なサービスだと
感心いたしました。

ご契約後の体験について、お客さまから
実際に寄せられた声などをとに掲載しているよ!

*各種サービス内容の詳細については、P.33~P.34の「ご契約後のサービス」またはネオファースト生命Webサイトをご確認ください。

*2022年4月~2022年9月までの支払件数に基づく5営業日以内支払率

ご契約後のサービス

【サービス例】

**24時間電話
健康相談サービス**


提供:ティーベック(株)

ご利用対象:
ご契約者さまおよび被保険者さまとご家族の方
*ご家族の方は、同居の親族と別居の1親等とさせていただきます。

経験豊かな医師や保健師、看護師などの有資格者が24時間365日・年中無休で電話による健康相談・医療相談、医療機関情報の提供や、介護・育児に関するご相談、メンタルヘルスに関するご相談などにきめ細かくアドバイスします。

たとえばこんなときに

- 赤ちゃんが夜中に熱を出した。どうしよう...
- ストレスがたまって、まいってしまっ...
- 家族の介護について聞きたい。
- 夜中にやっている救急病院を教えてください。



※回答が自動で返ってくる「チャットボット健康相談」もご利用いただけます！
※画像はイメージです。

セカンドオピニオンサービス

提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

- 面談(オンラインも可)・電話によるセカンドオピニオンや、セカンドオピニオンが可能な医療機関の情報を提供します。
- 病名などが判明している病症状に関して、現在の診断や今後の治療方針・方法などについて、総合相談医の意見(=セカンドオピニオン)を聞くことができます。セカンドオピニオンの結果、総合相談医が必要と判断した場合には、優秀専門臨床医™が紹介されます。

受診手配・紹介サービス

提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、ティーベック(株)の医療機関ネットワークからその治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

【サービス利用事例の紹介】

サービスをご利用いただいた方の声

ご契約いただいている皆さまからいただいた声をご紹介します。

電話健康相談

のうこうそく
脳梗塞

(33歳 女性) 病院の受診につながったケース

サービス利用前
ある日、めまいがするようになり、左の手足がしびれる感覚がするようになっていました。何回か同じようなことがあり、体に力が入らないこともあったので、次の休みに病院に行けばいいかな、と思っていたもののやはり少し不安もあったので念のためご相談の電話をしました。

サービス利用後
症状を伝えると、すぐに病院に行った方がいいとのアドバイスをいただき病院を受診。脳梗塞が見つかりました。何か対処法などあれば教えてもらいたい、という程度の気持ちで電話をかけたのですが、スタッフの方に親身になって病院に行くよう説得していただき、受診する気になりました。ありがとうございました。

セカンドオピニオン

胃がん

(40歳 男性)

サービス利用前
検診で胃内視鏡検査を行ったところ、胃の粘膜にがんがあると診断された。主治医からは開腹手術をすすめられ、1か月程度仕事を休む必要があると言われていた。


サービス利用後
〈最適な治療法の提示〉
総合相談医との面談後、優秀専門臨床医™のもとで内視鏡による手術を受け、早期に仕事復帰できました。

ネオファースト生命は、お客さまの「心身の充実」をサポートしながら、お客さまの将来に寄り添い、応援する商品・サービスを提供してまいります。

契約内容ご案内制度

本制度のお申込み(無料)により、被保険者・保険金等の受取人・指定代理請求人からご照会いただいた場合にも、契約内容をご案内することができます。

詳しくはこちらから




うちの保険アプリ

提供:iChain(株)

「保険情報の管理(保険会社問わず)」と「保険情報の家族への共有」がスマートフォンで簡単にできます。アプリは無料でご利用いただけます。

無料




万が一の際に保険金・給付金を確実に受け取っていただくためには、保険金等の受取人やその他のご家族にご加入の保険契約についてお伝えいただくことが大切です。お伝えいただく手段として「契約内容ご案内制度」・「うちの保険アプリ」をご利用ください。

歯の健康維持に欠かせない、毎日の歯みがきなどをサポートします!

オーラルケアサポートサービス


毎日のセルフケアをサポート

このサービスを利用することで、毎日の歯みがきなどのオーラルケアを楽しく習慣化することができるよ!




50代以降の歯みがきのポイント

歯ぐきが下がって根元が露出してきたという方も増えてきます。歯の根元の部分はやわらかく「根元むし歯」になりやすいため、ソフトな歯ブラシを使ってやさしく磨きましょう。



詳細はこちらから



※画像はイメージです。 ※詳細は、保険証券に同封のリーフレットをご確認ください。

※契約内容ご案内制度とオーラルケアサポートサービスを除き、ネオファースト生命が提携する各企業が提供するサービスです。いずれも保険商品の保障の一部ではありません。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、ネオファースト生命は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

※各サービスは、予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※お電話によるサービスをご利用の際は、保険証券をご準備のうえ、ネオファースト生命のお客さまである旨をお伝えください。

※日本国内のご利用に限り。また、一部のサービスについては地域や内容により、ご利用いただけない場合やご要望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご利用いただける期間は、ご契約いただいたネオファースト生命の保険契約の保険期間が終了するまでとなります。

※受診手配・紹介サービスは、原則として、三大疾病(悪性新生物・脳血管疾患・心疾患)を対象とし、同一病名で1回の利用とさせていただきます。

※総合相談医とは、主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供する医師です。総合相談医の判断により、別の専門医をご紹介することがあります(紹介状は無料発行)。紹介状の発行はティーベック(株)サービス外になります。

※優秀専門臨床医™とは、ティーベック(株)が運営する「ドクターオプドクターズネットワーク評議員会」において専門性を有すると選考された専門医です。総合相談医からの紹介状発行先となる現役の専門医です。優秀専門臨床医™の診療はティーベック(株)サービス外になります。

サービス内容の詳細につきましてはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

34

33